

# 島根県報

令和5年12月8日(金)

号外 第 136 号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

	<b>*/</b> □
	<i>3K</i> ′
<b>—</b>	<b>&gt;</b> \

【告 示】

道路の区域の変更 (5件)

道路の供用開始(3件)

(道路維持課) 2

( " ) 7

## 告示

#### 島根県告示第813号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年12月8日

21/24				道	路	0)	区	域	for the late of th		
道路の 種 類	路	線	名	区	間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延長	管轄する地方 機関の名称	備	考
一般国道	421 F	1.		松江市東長江 地先から同町		前	メートル 6.97~ 11.04	メートル 127.00	松江県土整備	交通安全工事	
水西坦	1017	7		先まで	1 毎11元	後	9.57~ 11.50	127. 00	事務所	拡幅	
JJ	432-5	1.		安来市広瀬町 番1地先から		前	9.81~ 33.50	267. 31		災害防除工事	
,	1027	7		地先まで	FIJUUU	後	27.60~ 59.30	267. 31	松江県土整備	拡幅	
県 道	清水	去絈		安来市佐久保 87番 2 地先か		前	7. 28~ 15. 03	80. 87	事務所広瀬土 木事業所	道路改良工事拡幅	
· 从	· 目 / 「	寸邴		87番2地元が11地先まで	り回10番	後	9. 16~ 39. 37	80. 87			

### 島根県告示第814号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年12月8日

島根県知事 丸 山 達 也

24.00		道路	の	区	域	forte durbs ) . we list . I .		
道路の種 類	路線名	区間	変更前 後の別	敷地の幅 員	延長	管轄する地方 機関の名称	備	考
県道	下府江津線	浜田市上府町イ273番2 地先から同町イ2196番	前	メートル 8.30~ 26.70	メートル 131.70		道路改良工事拡幅	
<b></b>	下的江往柳	8 地先まで	後	9. 20~ 27. 90	131. 70	浜田県土整備	河川占用	
"	田所国府線	浜田市上府町イ2196番 8地先から同町イ273番	前	8.30~ 26.70	131.70	事務所	道路改良工事拡幅	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	四川四州林	2地先まで	後	9. 20~ 27. 90	131. 70		河川占用	

### 島根県告示第815号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年12月8日

島根県知事 丸 山 達 也

74: II	<del>4</del>				道	路	Ø	区	域	然地上フルナ	
道路	類	路	線	名	区	間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長	管轄する地方 機関の名称	備考
					出雲市大津町52 先から同市上島 番4地先まで		А	メートル 6.00~ 32.30	メートル 5,900.00		
					出雲市上塩冶町 1地先から同町 11地先まで		前 B 1	12.50~ 71.20	1, 838. 10		
県	道	出雲	三刀	屋	出雲市船津町38 先から同市上島 番4地先まで		В 2	12.00~ 80.00	2, 755. 00	出雲県土整備 事務所	左記のA、B1及びB 2は、関係図面に表示 する敷地の区分をい う。
ZK	Æ	線			出雲市大津町52 先から同市上島 番4地先まで		A	6. 00~ 32. 30	5, 900. 00		道路改良工事 B1区間の拡幅
					出雲市上塩冶町 1地先から同町 11地先まで		後 B 1	12.50~ 71.20	1, 838. 10		
					出雲市船津町38 先から同市上島 番4地先まで		В 2	12.00~ 80.00	2, 755. 00		

### 島根県告示第816号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年12月8日

>>4 F			道	路	0)	区	域	را ادا سر احتمار مامم		
種	路の 類	路線名	区	間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長	管轄する地方 機関の名称	備	考
						メートル	メートル			
県	道	本山伯太線	安来市伯太町上 番2地先から同	町上小竹867	前	2.16~ 4.04	151. 50	松江県土整備 事務所広瀬土	道路改良工事	
JK .	坦	<b>平山口</b>	地先まで	1019番1	後	9.62~ 25.75	151. 50		拡幅	

### 島根県告示第817号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年12月8日

74 n/	7.00				道	路	の	区	域	你也上了山上		
道路 種	類	路	線	名	区	間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長	管轄する地方機関の名称		考
一般	国谋	261-5	<u>.</u>		江津市桜江町 1739番22地先		前	メートル 12.60~ 12.76	メートル	浜田県土整備	交通安全工事	
الكلار	当是	2017	,		1957番 1 地先		後	12.60∼ 24.20	181. 40	事務所	拡幅	

### 島根県告示第818号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年12月8日

道路の 種 類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備	与
一般国道	261号	江津市桜江町谷住郷1739番22地先から 同1957番1地先まで	メートル	令和5年 12月8日	浜田県土整備		
県 道	弥栄旭インタ 一線	浜田市金城町小国イ892番5地先から同番7地先まで	13. 42	令和5年 12月8日	事務所		

### 島根県告示第819号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年12月8日

道路の種 類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備考
県 i	<b>並</b> 外園高松線	出雲市下横町380番2地先から同町170番3地先まで	メートル	令和5年 12月8日	出雲県土整備 事務所	

### 島根県告示第820号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年12月8日

道路の 種 類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備考
県 道	出雲三刀屋線	出雲市上塩冶町1956番 9 地先から同番 18地先まで	メートル 87.70		出雲県土整備事務所	